

ご契約者さま用商品説明資料

正式名称	商品名称
無配当外貨建個人年金保険(積立利率変動型)	こだわり個人年金(外貨建)

外貨を活用して、将来の年金準備を行うための平準払の個人年金保険です。

特徴

POINT 1 積立金は外貨で運用。海外の金利を活用した運用成果が期待できます。

- 契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。
※契約後に、契約通貨の変更はできません。
- 保険料の払込通貨は「円」です。一定額（最低1万円から）を毎月お払い込みいただけます。

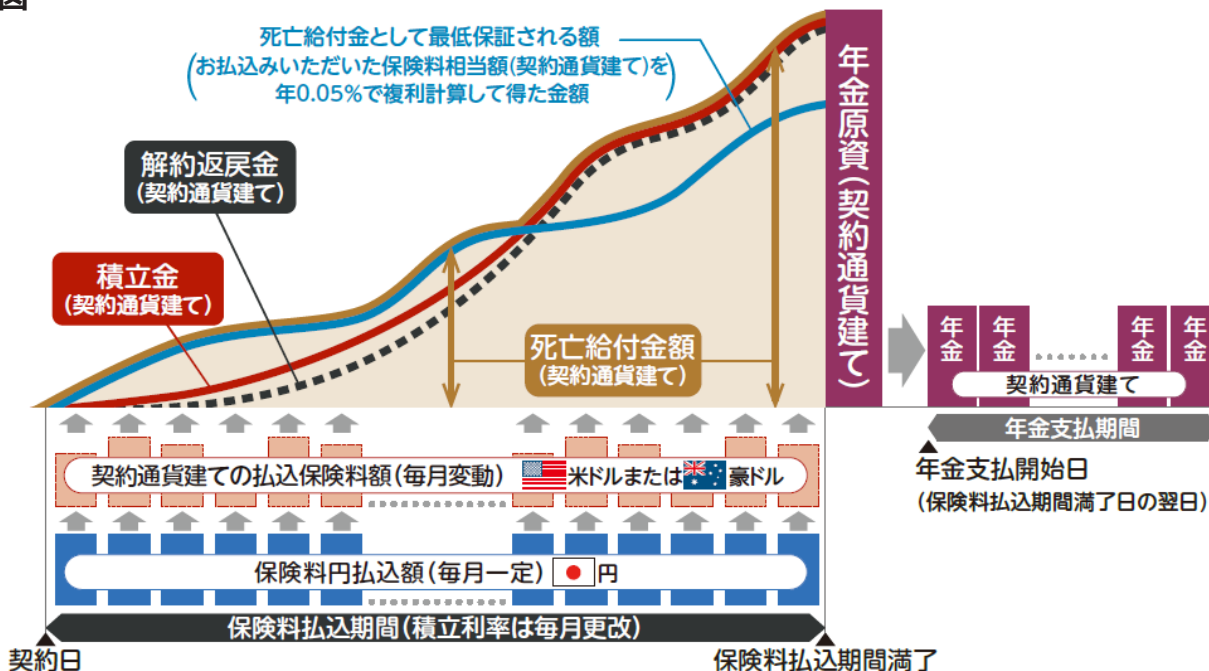
POINT 2 積立利率を毎月更改。金利の変動に対応して積立利率もゆるやかに連動します。

- 最低保証積立利率は、米ドル、豪ドルともに年1.5%です。
※**積立利率は、この保険の実質的な利回りではありません。**
お客さまにお払い込みいただいた契約通貨建ての保険料全額が積立利率で運用されるものではなく、お払い込みいただいた保険料のうち、保険契約の締結・維持に係る費用に充てられる金額をのぞいた金額が積立金として運用され、契約後も定期的に、保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が積立金から控除されるためです。

POINT 3 契約後も柔軟に対応。家計や為替相場の状況に合わせて契約内容を変更できます。

- 保険料円払込額の払込停止・再開および保険料払込期間の延長等ができます。
※マニユライフ生命所定の要件を満たす必要があります。

イメージ図



この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。
為替レートの変動等により、損失が生じる可能性があります。

■ 年金支払期間

確定年金	5年または10年
保証期間付終身年金	終身（保証期間10年）

■ 保障内容

	支払金額	受取人	支払事由
死亡給付金 (契約通貨建て)	被保険者が死亡した日の直後に迎える月単位の契約応当日の前日までの経過年月数をもとに計算した次のいずれか大きい額 ① 積立金額 ② 払込保険料総額を年0.05%で複利計算して得た金額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき
死亡一時金 (契約通貨建て)	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定年金の場合 年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価 ● 保証期間付終身年金の場合 保証期間の残存期間に対する未払年金の現価 	年金受取人*	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定年金の場合 被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき ● 保証期間付終身年金の場合 被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき

* 年金受取人が被保険者の場合は、年金受取人の法定相続人へ死亡一時金を支払います。

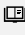
後継年金受取人を指定している場合は、後継年金受取人へ死亡一時金を支払います。

※支払事由に該当し、死亡給付金・死亡一時金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

■ 契約後の取扱い

保険料円払込額の停止・再開	条件 ① 契約日からその日を含めて10年（120ヵ月）を経過して、その期間の保険料円払込額を払い込んでいること ② 一括払または前納期間中ではないこと		
保険料払込期間の延長	条件 ① 延長期間が1ヵ月～5年（1ヵ月単位）であること ② 延長後の年金支払開始日における被保険者の年齢が80歳以下であること ※条件の範囲内であれば、何度でも延長できます。		
保険料円払込額の増額	取扱いできません	解約	可能 ※解約返戻金額は、積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。 ※解約した場合、ご契約は消滅します。
保険料円払込額の減額	可能 ※契約当初の積立金額は、保険関係費が大きく控除されるため、早期に減額すると損失が生じるおそれがあります。	自動振替貸付 契約者貸付	取扱いできません
		契約者配当金	ありません

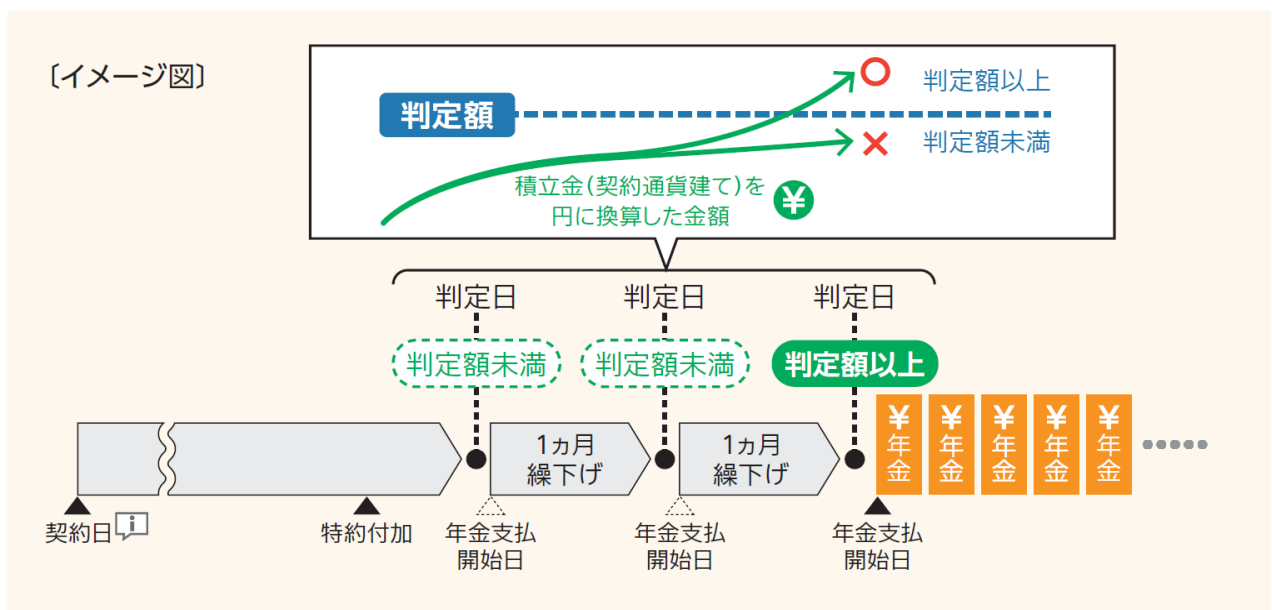
■ 付加できる特約

円建年金移行特約C型	年金支払開始時に、契約通貨建ての年金原資を円に換えて、円建年金への移行後に円で年金を受け取るための特約です。
円支払特約C型	外貨の年金・死亡給付金等を、円に換えて受け取るための特約です。
円建年金支払開始自動判定特約 	判定日に、積立金（契約通貨建て）を円に換えた金額が、判定額に到達したかを自動的に判定する特約です。
個人年金保険料税制適格特約	所定の条件を満たすことで、個人年金保険料控除が受けられるようになる特約です。

参考：円建年金支払開始自動判定特約

判定日*1に、積立金（契約通貨建て）を円に換えた金額が、判定額*2に到達したかを自動的に判定する特約です。判定額に到達していた場合、年金支払開始日から、円での年金支払を開始します。

- *1 年金支払開始日の前日です。
- *2 契約者があらかじめ設定します。



$$\text{判定額} = \text{判定日における保険料円払込額の合計額} \times \text{判定値 } 110\% \sim 250\% (5\% \text{刻み})$$

- 判定額以上** 円建年金移行特約C型を付加し、円での年金支払を開始します。
- 判定額未満** 年金支払開始日を1ヵ月繰下げ、再度判定します。
※繰下げ後は、判定額以上となるまで1ヵ月単位で年金支払開始日を繰下げます(最長80歳まで)。



- **契約時には付加できません。**年金支払開始日の5年前より付加できます。付加に際しては、マニュアル生命から契約者に手続方法をご案内します。
- 判定の結果、**年金支払開始日が繰下げとなった場合**、保険料円払込額の払い込みは停止となり、**以後の払い込みはできません。**
- **積立金の円換算額が判定額以上となっても、円建年金の年金原資が判定額を下回る可能性があります。**「判定する日」と「年金原資を円に換算する日」は異なり、円建年金へ移行する際の為替相場の変動が生じる場合があるためです。

※この資料では、判定額未満となった場合に適用する「保険料払込期間の延長」を「年金支払開始日の繰下げ」と読み替えて表示しています。P.2の「保険料払込期間の延長」とは取扱いが異なります。

※2019年11月より取扱いを開始した特約です。本特約は取扱開始日前にご契約されているお客さまもご利用いただけます。

■ この保険のリスクと費用

● 為替変動による損失のおそれがあります。

円換算した年金の支払総額や死亡給付金額等が、為替変動により、払込みいただいた金額を下回ることがあります。

● 次の費用をご負担いただきます。

① 保険関係費

保険契約の締結・維持および死亡保障にかかる費用です。
※ 契約年齢等によって異なるため、一律に記載できません。

② 解約時の費用（解約控除）

解約時に、経過月数に応じて積立金から控除する費用です。

③ 年金支払期間中の費用（年金管理費）

年金支払日に責任準備金から控除する費用です。

④ 外貨の取扱いによる費用

● 年金や死亡給付金等を外貨で受取る際に、金融機関によっては必要になる手数料です。

※ 手数料額は金融機関によって異なるため、一律に記載できません。

● 円で保険料を払込む際や、年金等を円で受取る際に、負担いただく為替手数料です。

※ 取扱いに応じて、通貨交換時に1通貨あたり1銭から50銭をご負担いただきます。

→ 参照 くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

■ 契約後の情報提供等

● ご契約内容について、定期的にご契約者にお知らせします。

- 保険証券番号
- 被保険者名
- 年金の種類
- 解約返戻金額
- 契約者名
- 契約通貨
- 積立金額
- 積立利率 など

マイページ
mypage.manulife.co.jp

Web

- 契約内容のご照会
- 住所・電話番号の変更、振替口座の変更等、各種手続き
- 控除証明書の電子データ等のダウンロード
- チャットのご利用 等

ご登録はこちら



お電話

コールセンター

0120-063-730

受付時間9:00~17:00

(土日祝・12/31~1/3は除く)

- 基準積立利率、積立利率、「保険料円入金特約C型」の為替レート、「円支払特約C型」等の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

この資料は、ご契約者さま用商品説明資料です。商品の詳細については、次の資料をご覧ください。

[ご契約のしおり／約款](#)

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社



マニライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp